

令和4年度 新潟市空き家活用推進事業



市が進める施策における空き家の有効活用等を促進することを目的として、空き家の利活用を行う者に対し、その費用の一部を補助するものです

流通促進活用タイプ(住替え)

令和4年(2022)4月25日(月)から先着順で申請受付

目的

個人が自ら居住する空き家の購入を支援し、空き家の有効活用及び流通促進を図る

補助率

1 / 3

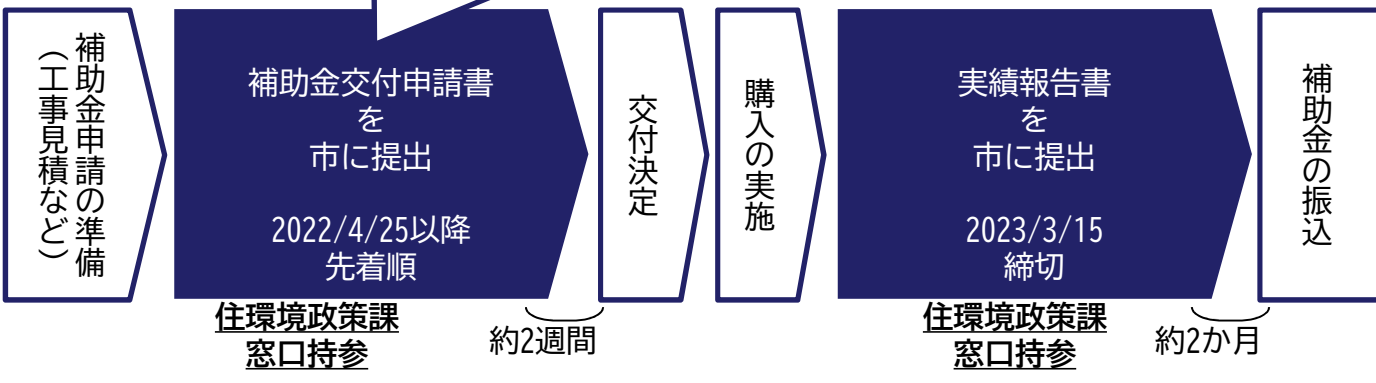
補助上限額

住替え
(購入補助)

30万円

<申請の流れ>

購入前に手続きが必要です!



補助事業の要件

- ・申請者が自ら居住する空き家を購入により取得すること
- ※空き家の購入を共同名義で行う場合、申請者以外の共同名義人は、実績報告書の提出までに申請者と同居する者であること。
- ※空き家の取得日は、空き家の購入費用の支払い完了日、又は所有権移転登記の完了日のうちいずれか早い日とする

補助対象経費

空き家の購入に係る経費

※居住の用に供する部分とそれ以外の部分を明確に区分せずに空き家を購入する場合(併用住宅に限る)、補助対象経費の算定方法は居住の用に供する部分の床面積按分とする。

<購入費の対象外経費>

- ・契約に要する費用、登記に要する費用及び仲介手数料
- ・その他補助の対象として市長が不相当と認めるもの

申請者の要件

- ・綱第10条に規定する補助金の交付決定以降、要綱第13条に規定する実績報告書の提出までに補助事業により取得する空き家に居住する個人
- ・過去に補助金の交付を受けていない者
- ・令和3年4月1日以降に「新潟市健幸すまいリフォーム助成事業」の補助金交付を受けていない又は受ける予定のない者

空き家※の要件

※申請前3か月以上の間そのすべてが常態として居住・使用されていない
※建設から1年以上経過し、居住・使用されたことがある

- ・ 建設工事の完了の日から起算して15年を経過したもの
- ・ 長屋又は共同住宅でないこと
- ・ 不動産の登記がなされていること
- ・ 申請者等以外の居住又は使用に供されたことがあること
- ・ 申請者等が所有しているものでないこと
- ・ 申請者が要綱第10条に規定する補助金の交付決定以降、要綱第13条に規定する実績報告書の提出までに売買により取得するもの
- ・ 申請者の居住後において、店舗、事務所、作業場その他居住の用に供する部分以外の部分がある場合、床面積の過半が居住の用に供されているもの（以下「併用住宅」という。）
- ・ 令和3年4月1日以降に「新潟市健幸すまいリフォーム助成事業」の補助金交付を受けていない又は受ける予定のないもの

補助金交付申請に必要な書類

- 補助金交付申請書（要領別記様式第1号）
- 当該空き家の購入に係る見積書（売買契約書）の内訳証明書（要領別記様式第1号の2）等
- 当該空き家の全景写真（申請日前2週間以内に撮影されたもの）
- 当該空き家の登記の全部事項証明書（建物）又は登記情報サービスによる登記情報
- 補助事業実施後の居住の用に供する部分の床面積及びそれ以外の部分の床面積が確認できる図面（併用住宅に限る）
- その他市長が必要と認めるもの

実績報告に必要な書類

- 実績報告書（要領別記様式第2号）
- 申請者等の住民票の写し又は当該世帯の住民基本台帳の情報を市が閲覧することについての同意書
- 当該空き家の購入に係る売買契約書の写し
- 当該空き家の購入に要した費用の支払いが確認できる書類（領収書の写し、銀行の振込明細書の写し又は通帳の写しのいずれか）
- 当該空き家の登記の全部事項証明書（建物）又は登記情報サービスによる登記情報（補助事業者へ所有権移転登記完了後のもの）
- 交付決定を受けた補助事業の内容を変更した場合（軽微な変更の場合に限る。）は、当該変更の内容が確認できる書類
- その他市長が必要と認めるもの
 - ※ 住民票又は住民基本台帳の情報における住定日が、申請者等が実際に空き家に転居した日と異なる場合、前項に規定する書類に加えて空き家への転居を証する書類（電気、ガス、水道などの使用開始日を示す書類、又は引越しの領収書のいずれか）を提出すること

新潟市建築部住環境政策課 住環境整備室

住所：〒951-8554 新潟市中央区古町通7-1010 古町ルフル6F

電話：025-226-2815（直通） FAX：025-229-5190 Email：jukankyo@city.niigata.lg.jp